

令和2年 10 月 6 日

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見について

令和2年9月7日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

令和2年10月6日

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等」に対する意見について

No.	該当箇所	頁	意見	理由
1	全般	—	未稼働の状態が長期間継続する案件が系統を空抑えしている状態を是正するとの趣旨には賛同。 しかしながら、一定程度ファイナンスへの配慮がなされたことは理解しているものの、今回の既認定案件への認定失効及び運転開始期限の事後的な設定は、ある時点の制度にもとづき投資判断をしている事業者、与信判断をしている金融機関の判断を狂わせる「遡求適用」であり、今後、こういったことがないようにしていただきたい。	事後的・遡及的な制度変更は、特に事業に対する影響が大きいため、今後、配慮いただきたいと考えているため。
2	Ⅱ. 概要 第13条の2 認定の失効までの期間	2	「改正法第9条第4項の認定を受けた日」とあるが、設備認定を当初取得した案件については、当初の認定取得日か、それとも、みなし認定日（2017年4月1日）かご教示いただきたい。	「認定を受けた日」がどの時点かは、失効期間等にも影響するため。
3	Ⅱ. 概要 (1) 太陽光 発電設備 ③④ 等	2	「系統連系着工申込み」の書式の開示および当該書式に関わるパブリックコメントのような民間の意見・コメントを踏まえた文言の解釈についての公表をお願いしたい。	書式に記載の内容が、本パブコメでお示しいただいている省令案で理解した内容と相違していると思われる点があると事業投資判断・ファイナンスの判断に悪影響があるため。
4	Ⅱ. 概要 (1) 太陽光 発電設備 ③④ 等	2	「系統連系着工申込み」の書式、提出ルール次第となるが、仮に当該申込みが再提出となり、再提出の時期が運転開始期限日または改正法施行日から1年後を超過していたとしても、FITは失効しないとの理解でよいか。（風力やバイオマス等の他電源においても同様の解釈となる理解。）	「系統連系着工申込み」の再提出時期によって、FIT失効の可能性が残存する場合、事業投資判断・ファイナンスの判断に重大な支障が生じ得るため。

No.	該当箇所	頁	意見	理由
5	Ⅱ. 概要 (1) 太陽光 発電設備 ③ 等	2	「系統連系着工申込み」の書式、提出ルール次第となるが、仮に当該申込みが再提出となった場合でも、3年ルール案件ではFIT単価の引き下げ等のルールの適用はないという理解でよいか。	事業投資判断・ファイナンスの判断に影響を与えるため。
6	Ⅱ. 概要 (1) 太陽光 発電設備 ④ 等	2	「工事計画届出が不備なく受領されたこと」に関して、電気事業法上では「届出を受理した日から30日以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる」と規定されているため、同届出受領から30日経過しても変更等の要請がなければ、それをもって「不備なく受理された」と理解することで問題ないか。(風力やバイオマス等の他の電源においても同様の解釈となる理解。)	「工事計画届出が不備なく受領されたこと」がどの時点で確認できるかは、事業投資判断・ファイナンスの判断に影響を与えるため。
7	Ⅱ. 概要 (1) 太陽光 発電設備 ④ 等	2	「工事計画届出が不備なく受領された」後に、何らかの事由で工事計画届の再提出が必要となった場合でも、当初の工事計画届出受理日が本制度の判定で使用される(=FITは失効しない)認識でよいか。(風力やバイオマス等の他の電源においても同様の解釈となる理解。)	「工事計画届出が不備なく受領された」後の事情変更が認定失効に影響しないことを確認したいため。
8	Ⅱ. 概要 (注2)	5	系統連系工事着工申込みを行った後に、設備を設置する場所(地番)の変更があった場合には、 ① 「系統連系工事着工申込み」を再度提出する必要があるか。 ② 上記①を行う／行わない、いずれにせよ、変更認定申請は行う必要があると理解しているが、変更が「運転開始期限日から1年後の期日」を超えているときに、失効してしまうことはないか。	「系統連系着工申込み」の「受領」の要件等は、失効期間等にも影響するため。

No.	該当箇所	頁	意見	理由
			<p>③ 上述②について、失効してしまう場合にあってはそれは故意の場合に限定され、単なる事業者の誤謬については、「運転開始期限日から1年後の期日」までに系統連系工事着工申込を受領したとして救済される措置がなされないか。</p> <p>(上記、①～③は、ii)の農振除外及び農地転用、iii)の森林法の許可 についても同様)</p> <p>また、設備を設置する場所(地番)の変更のみならず、「変更内容ごとの変更手続の整理表」にもとづくFIT変更認定申請を行った場合には「系統連系着工申込み」の再提出が必要になるか。</p>	
9	II. 概要 (注2)	5	<p>2018年12月の太陽光未稼働案件への対応の際の系統連系工事着工申込書の定義は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件(平成29年経済産業省告示第35号)」第2条13項に規定されているが、今次の認定失効ルールにおける「系統連系工事着工申込書」の定義は、ここから調達価格告示第2条13項への「条例に基づく環境影響評価」(条例アセス)に関する記載が除外されたものとの理解で良いか。</p>	「系統連系工事着工申込書」に係る変更内容を確認したため。
10	II. 概要 (注2)	5	<p>2018年12月の太陽光未稼働案件への対応の際の系統連系工事着工申込書の定義と同様、今次の認定失効ルールにお</p>	「系統連系着工申込み」の「受領」の要件等は、失効期間等にも影響するため。

No.	該当箇所	頁	意見	理由
			ける「系統連系工事着工申込書」の定義にも「当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る」という要件が含まれるものと理解しているが、Ⅱ．概要(注2)の「系統連系工事着工申込み」の受領の条件として記載されている事項以外で、上記要件に当たる具体例を明らかにされたい。	
11	Ⅱ．概要 (注2)	5	2018年12月の太陽光未稼働案件への対応の際の系統連系工事着工申込書の定義と同様、今次の認定失効ルールにおける「系統連系工事着工申込書」の定義にも「当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電氣的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る」という要件が含まれるものと理解しているが、2018年12月の太陽光未稼働案件において当該規定により、事業者側からは提出要件を満たしているかの判断が不可能となり、調達価格変更リスクを払拭しきれないとの整理から、ファイナンスが停滞する原因となった。これを踏まえて、今次の認定失効ルールにおいて、系統連系工事着工申込書に係る要件として上記のような抽象的な文言を規定するのは遠慮いただきたい。	認定失効リスクに直結する「系統連系着工申込み」の「受領」の要件等が明確化されていることが望ましいと考えるため。
12	Ⅱ．概要 (注2)	5	今次の認定失効ルールにおける「系統連系工事着工申込書」にも「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件	「系統連系着工申込み」の「受領」日は、失効期間等にも影響するため。

No.	該当箇所	頁	意見	理由
			(平成 29 年経済産業省告示第 35 号)」第 2 条 15 項が適用され又は新たな規定が設けられ、事後的に系統連系工事着工申込書の受領日が見直されるという可能性はあるのか。	
13	Ⅱ. 概要 (注 2)	5	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件 (平成 29 年経済産業省告示第 35 号)」第 2 条 15 項に規定される系統連系工事着工申込書の再提出に係る要件が「当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合」と抽象的であり、調達価格変更リスクを払拭しきれないとの整理から、ファイナンスが停滞する原因となった。これを踏まえて、今次の認定失効ルールにおいて、系統連系工事着工申込書の提出日見直しに係る要件として上記のような抽象的な文言を規定するのは遠慮いただきたい。	認定失効リスクに直結する「系統連系着工申込み」の「受領」の要件等が明確化されていることが望ましいと考えるため。
14	Ⅱ. 概要 (注 2)	5	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件 (平成 29 年経済産業省告示第 35 号)」第 2 条 15 項に規定される「その他当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合」とは、事業計画を変更した場合の他に、「受領された系統連系工事着工申込みの内容が事実と異なることが判明した場合」や「系統連系工事着工申込みに係る書面の内容を変更する場合」に限定されていると思われるが、これ以外に想定される事由はある	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課作成の平成 30 年 10 月付「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等の概要」5 頁第 1 段落目に列挙された事由に限定されると理解しているため。

No.	該当箇所	頁	意見	理由
			か。	
15	Ⅱ．概要 (注2)	5	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）」第2条15項に規定される「当該一般送配電事業者等から系統連系工事着工申込書の再度の提出を求められた場合」との要件は、あくまで「受領された系統連系工事着工申込みの内容が事実と異なることが判明した場合」や「系統連系工事着工申込みに係る書面の内容を変更する場合」が具体的な事由として想定されるのであり、一般送配電事業者側の恣意的な理由で適用されるものではないことを、告示もしくは本意見募集の回答において明確にしていきたい。	認定失効リスクに直結する「系統連系着工申込み」の「受領」の要件等が明確化されていることが望ましいと考えるため。
16	Ⅱ．概要 (注4)	5	系統連系工事の事情により遅れが生じた場合に加え、その他事業者の責によらない要因（天災等）についても、予め遅延した期間を失効期間に加えることを検討いただきたい。	事業者にとって酷な事情を勘案することは、制度設計にあたって自然と考えられるため。
17	経過措置	6	経過措置では、本法施行日から1年後の期限までに電気事業法にもとづく工事計画届出を提示できない大型案件は、系統連系着工申込みを行っていない場合、その時点で認定失効となるが、既にプロジェクトファイナンスで着手・検討している案件が存在すると考えられる。 工事計画届出は、変更・修正手続きがなく、精度の高いものが求められており、本法施行日から1年以内に提出する	事業者に不可能を強いる制度であってはならず、事業の実情を勘案した制度設計をすべきと考えるため。

No.	該当箇所	頁	意見	理由
			ことは難しいと考えられるため、認定の失効までの期間を延長してほしい。	
18	その他（系統連系工事着工申込手続関係全般）	—	系統連系工事着工申込み後に再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請をした場合は、単価の変更のない変更認定申請であれば、系統連系工事着工申込みの再提出を不要という理解でよいか。	単価の変更のない再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請によって、系統連系工事着工申込みが必要となることにより、認定失効リスクを負うことは不合理であるため。
19	その他（系統連系工事着工申込手続関係全般）	—	工事計画届出が提出済の案件について、再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定申請をした場合の系統連系工事着工申込みの再提出は不要という理解でよいか。	着工後に変更認定申請を行う場合は、事業者帰責ではないケースが大半で、既に融資も実行しているケースが多いため。
20	Ⅱ．概要 （２）風力発電設備 等	3	「系統連系着工申込み」については、具体的なプロセスが経済産業省ウェブサイトおよび各電力会社ウェブサイトに掲載されているが、その他の電源においてはどのようになるのか(どの時点で申込みができ、どういった手続きとなり、いつ受領されるのか)を具体的にお示しいただきたい。 （（３）水力発電設備、（４）地熱発電設備、（５）バイオマス発電設備 についても同様）	具体的なプロセスが掲載されているウェブサイトは以下のとおり。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html 「系統連系着工申込み」では、認定失効期間に影響するため、手続等については明確化しておく必要があると考えるため。
21	Ⅱ．概要 （２）風力発電設備	3	本意見公募における風力発電事業とは陸上風力発電事業と洋上風力発電事業の両方を指すのか、ご教示いただきたい。 なお、洋上風力発電事業も含む場合には、例えば長崎県五島市沖の促進区域の公募占有指針にて、事業者が決めた運開予定日を過ぎると調達期間が短くなることは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置	本意見公募の対象が何か、また、洋上風力発電事業に係る規律が複数存在する場合には、どういった規律が適用されるかを明らかにする必要があると考えられるため。

No.	該当箇所	頁	意見	理由
			法の規定に基づき調達価格等を定める件」第1条第2項第8号において定められている風力発電事業の運転開始期限とダブルスタンダードになるのではないかと。	
22	附則（風力発電設備関係）	8	日射量や日照時間については比較的観測データも多いが、風力発電については、少なくとも1年間の風況調査を経たうえで事業性評価を行う事業者が大半。 以上の事情から、風力発電の運転開始期限日を本省令案および告示案の公布の日から起算して4年と設定するのは短いように思われるため、期限日を延長してほしい。	事業の実情を勘案した制度設計をすべきと考えるため。
23	Ⅱ. 概要 (3) 水力発電設備③、 (5) バイオマス発電設備③	4	③の対象が環境影響評価法にもとづく環境影響評価（法アセス）のみとなっているが、FIT 制度下のバイオマスは多くが条例にもとづく環境影響評価（条例アセス）の対象である。バイオマスでは実質的に工事計画届のみが③の適用要件となってしまう、他電源と比して不利な状況であり、今次のバイオマスの③でも条例アセスを含めていただきたい。 なお、2018年12月に措置された太陽光の未稼働案件への対応 (https://www.meti.go.jp/press/2018/12/2018120504/20181205004.html) の際には系統連系着工申込の条件に条例アセスも含まれており（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）」の第2条13項）、今次の認定失効にかかる制度のみ条例ア	同趣旨の枠組みが複数存在する場合に、ある場合には勘案され、ある場合には勘案されないということになれば、整合性を欠く等、合理的な制度設計とはいえないと考えるため。

No.	該当箇所	頁	意見	理由
			<p>セスを適用除外とするのは整合性が取れないため、条例アセスを含めていただきたい。</p> <p>また、バイオマス発電のほか、水力発電に関しても、条例にもとづき環境影響評価を実施している場合や、自主的に環境影響評価を実施している場合もある。</p> <p>このような環境影響評価の実施は、本案の認定失効延長の要件に該当するものと整理いただきたい。</p>	
24	II. 概要 (5) バイオマス発電設備 ③	4	<p>「電気事業法第48条第1項の規定による工事計画届出が不備無く受領されたこと」と記載があるが、バイオマス発電設備については、設備工事代金の支払いが工事計画届の提出よりも、半年から1年前となるケースが一般的で、工事計画届提出よりも早いタイミングで金融機関の融資が必要となるため、工事計画届ではなく「発電設備の工事業者との契約締結」を③の要件とするべきである。</p>	<p>左記の通り、工事計画届の提出を確認するまで金融機関の融資実行は困難であるため。</p>
25	II. 概要 (5) バイオマス発電設備 ①、②、③等	4	<p>バイオマス発電設備に関連して、「認定の効力を失う期間」として、「認定を受けた日から起算して」①の場合5年、②の場合8年、③の場合24年とされているが、「附則 太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備に係る運転開始期限日の設定」のとおり、2017年3月31日以前に認定を受けた案件については、バイオマスでは「本省令案及び告示案の公布の日から起算して」4年が運転開始期限となったところ。</p>	<p>制度の趣旨・内容と、規定ぶりが齟齬しているように思われるため。</p> <p>例えば、2012年12月に認定を受けた案件について、当該案件の運転開始期限は、今回「本省令案及び告示案の交付の日から起算して4年後」に設定され、仮に2024年12月が運転開始期限とすると、系統連系着工申込の提出期限は2025年12月となる一方、「認定の失効までの期間」は、「認定日から8年=2020年12月」となり、すでに失効していること</p>

No.	該当箇所	頁	意見	理由
			<p>各場合における「認定の効力を失う期間」は、「関連資料」2頁や3頁によれば運転開始期限+1年後の時点の進捗状況で判断とされているところであり、「①の場合5年、②の場合8年、③の場合24年」といった記載の場合、2017年3月31日以前に認定を受けた案件は4年を超えて運転開始期限が設定されていることが反映されておらず、それぞれ「①運転開始期限+1年、②運転開始期限+4年、③運転開始期限+20年」に記載内容の修正が必要ではないか。</p> <p>((2) 風力発電設備、(3) 水力発電設備、(4) 地熱発電設備、 についても同様)</p>	<p>になるため。</p>
26	<p>Ⅱ. 概要</p> <p>(5) バイオマス発電設備</p>	4	<p>(5) バイオマス発電設備③に関連して、バイオマスは環境影響評価法にもとづく環境影響評価(法アセス)および条例にもとづく環境影響評価(条例アセス)がある案件について猶予期間の記載がない(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」第1条第2項第8号にてバイオマスは環境影響評価を行っていた場合の勘案がない)が、バイオマスにおいても環境影響評価に時間を要するのは自明であり、大型バイオマス案件の検討を妨げないためにも、バイオマスでも運転開始期限に環境影響評価を勘案いただきたい。</p>	<p>事業の実情を勘案した制度設計をすべきと考えるため。</p>
27	<p>Ⅱ. 概要</p> <p>電気事業者に</p>	7	<p>念のための確認だが、同条で定義された運転開始期限日を前提として、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令</p>	<p>認定失効期間は、事業投資判断・ファイナンスの判断に影響を与えるため。</p>

No.	該当箇所	頁	意見	理由
	よる再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件（平成29年経済産業省告示第35号）の一部改正第1条		第46号)の一部改正」第13条の2の「認定の失効までの期間」が設定されるとの認識でよいか。	
28	その他	—	金融機関としては、認定失効の期限を確認する必要が生じることから、認定IDの失効期間及び有効性を確認できるデータベースを構築・提供してほしい。 また、「健全な事業環境の維持」、「不正業者の排除」の観点から、認定が失効となったIDナンバーと事業者名の公表等の情報提供を合わせてお願いしたい。	事業投資判断・ファイナンスの判断にあたって、認定失効の期限や、認定が失効となった事業者名は必要な情報であるため。

以 上